

社会福祉法人茨城県共同募金会地域福祉特別助成取扱要領

1 目的

地域福祉特別助成は、市民の自主的なたすけあい活動やささえあい活動を支援することにより、「地域をつくる市民を応援する共同募金」の一層の推進を図ることを目的とする。

2 財源

地域福祉特別助成の財源は、積立期間が3年を経過した災害等準備金を取り崩した資金等とする。

3 対象者

市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、その他民間の非営利団体・グループ（特定非営利活動法人、小地域活動団体など）等で、4の対象事業を行っているもの。法人格の有無は問わないが、概ね団体としての活動実績が1年以上あるものとする。

4 対象事業

次に掲げる事業であって、原則として市民参加により行うものとする。

- (1) 市民のたすけあい活動やささえあい活動の普及促進を図るための事業
- (2) 高齢者、障害者、生活困窮者など福祉サービスを必要とする人たちを支援する事業
- (3) 児童や青少年の育成に寄与する事業
- (4) 防災・防犯対策を促進するための事業
- (5) 使途選択募金により福祉課題の解決に取り組む事業
- (6) その他市民参加の福祉活動の活性化を図る事業
- (7) 新型コロナウイルスにより発生した課題の解決に取り組む事業

5 助成基準

	助成率	助成限度額	助成対象
特別助成A	8/10 以内	50万円	①主として福祉サービス利用者への支援を目的として行う事業活動であるもの
特別助成B	6/10 以内	30万円	①主として地域交流を目的として行う事業活動であるもの ②防災、防犯対策を促進するための事業であるもの
特別助成 新型コロナウイルス子 どもと家庭 支援事業	A	10/10 以内	①主として新型コロナウイルスにより新たに発生した課題の解決を目的として行う事業活動であるもの
	B	9/10 以内 又は会長が特に認めた 額	
使途選択 募金助成	別途「いばらきテーマ型募金運動実施要項」による		

6 助成対象経費

地域福祉特別事業の実施に必要な経費（設備整備費を含む）とする。ただし、次の経費は助成の対象としない。

対象外事業

- ① 総事業費が3万円未満の事業，施設整備，車輛整備
- ② 申請者の組織運営（人件費を含む）や管理事務費等申請者本来の活動に係る経費及び食糧費
- ③ 汎用性の高い事務用機器（パソコン，コピー機，カメラ等）や備品（書庫，机等）の購入
- ④ 会員向けの広報紙・機関紙（公共機関等にも情報が提供されるなど、公益性の高い情報発信に努めている場合を除く）
- ⑤ 申請者の資格取得を目的とする事業
- ⑥ 全国大会や研修会等への参加費
- ⑦ サロン，学習支援，食事サービス等の事業について月1回以上の開催がないもの
- ⑧ その他本会で不適当と認めたもの

7 助成の申請

地域福祉特別助成（A）、（B）の申請は，原則として1事業者につき，いずれか1件に限るものとする。ただし，新型コロナウイルス子どもと家庭支援助成は別事業と認められるものであればこの限りではない。また，特別助成を申請した事業者であっても別事業の実施にあたり使途選択募金助成に応募することができる。

8 連続申請の制限

同一申請事業に対する助成は，原則として3回までとする。ただし，新型コロナウイルス子どもと家庭支援事業についてはその限りではない。また，使途選択募金助成についてはいばらきテーマ型募金運動実施要項による。

9 申請方法等

（1）地域福祉特別助成（A）、（B）及び（新型コロナウイルス子どもと家庭支援事業）については，別に定める「地域福祉特別助成交付要項」により，使途選択募金助成については，別に定める「いばらきテーマ型募金実施要項」により申請する。

（2）この要領に定めるもののほか，当該助成に必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は平成30年3月16日から施行する。

附則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和 2 年 5 月 8 日から施行する。

附則

この要領は令和 2 年 8 月 17 日から施行する。

附則

この要領は令和 2 年 9 月 25 日から施行する。